

第21回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（R2.12.24） 結果

1 屋内市有施設の閉館等について

(1) 内容

県の方針及び市内の感染状況を踏まえ、屋内の市有施設について、原則として休館する。

ただし、市民活動への影響を考慮し、貸館など既に施設利用の予約が行われている場合などは除くこととする。この場合においては、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう、引き続き強く要請する。

(2) 休館期間

令和2年12月26日（土）～令和3年1月17日（日）

※ 令和3年1月17日（日）までの新規予約は、令和2年12月25日（金）から停止する。

※ 休館の開始日は、上記開始日を基本とし、それぞれの施設の実情に応じて設定する。